

## 中部圏における大規模水素社会実装の実現に向けた包括連携協定

岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下、「甲」という。）、並びに名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会及び中部経済同友会（以下、「乙」という。）並びに中部圏水素利用協議会（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、カーボンニュートラル社会の実現に向け、中部圏において大規模な水素社会実装を実施するため、連携し共同で推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 水素の輸入・貯蔵・供給・利用を促進するためのインフラ整備や計画の策定等の各種取組。
- (2) 水素の利活用促進に資する取組。
- (3) その他、水素社会の早期実現のために必要な取組。

2 前項に定める連携における内容や役割分担等の具体的な詳細は、甲乙丙協議の上、別途定めるものとする。

### （秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報（相手方が秘密である旨を明示して開示した情報）を、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めによる場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が、書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たとき

は、甲、乙及び丙が、都度協議するものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙丙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年2月21日

甲 岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号  
岐阜県知事

古田 肇

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県知事

大村秀章

三重県津市広明町13番地  
三重県知事

一見勝之

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市長

河野一巳

乙 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所 会頭

山手寅士

愛知県名古屋市東区武平町五丁目1番地  
一般社団法人中部経済連合会 会長

水野明久

愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号  
中部経済同友会 代表幹事

加藤 邦淳

丙 愛知県豊田市トヨタ町1  
中部圏水素利用協議会 会長

寺内 勝彦